

広島県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町奥原字地獄谷山一二五の五から一二五の七まで（以上三筆国有林）、一二一の一から一二一の一〇まで、一二五の一から一二五の四まで、一二六の一から一二六の八まで、一三三の一から一三三の二二まで、橋山字荻尾一の三・二の一・三の一・三の五・三の七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の四から一の二〇まで、二の二、二の三、三の二、三の三、三の六、三の八から三の六五まで、草安字東草山四八の一・四八の三・四八の七から四八の九まで・四八の一五から四八の一七まで・四八の二三・四八の二六・四八の二七（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、四八の四から四八の六まで、四八の一〇から四八の一四まで、四八の一八から四八の二二まで、四八の二四、四八の二五、四八の二八から四八の三四まで、四八の三八、五〇の一、五〇の七から五〇の三八まで、南門原字深谷山八八の一、高野字清水ケ丸一七五の一、一七五の五八、一七五の九七、大暮字阿佐山五七二の一（次の図に示す部分に限る。）、五七二の七から五七二の九まで、五七三の一、五七三の五、五七三の九、五七三の一〇、五七四の一、五七四の四

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町南方字茂村一八六九の一、一八六九の二五六、一八六九の二六三、一八六九の二六四、一八六九の二六六から一八六九の二六八まで、一八六九の二七〇、一八六九の二七一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。)